答 申 第 1 2 0 号 平成 19 年 12 月 7 日

神 戸 市 長矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会 会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について ( 答 申 )

平成19年2月6日付神都区清第652号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸市灘区泉通 3 丁目河原地区(西工区 - )街地に係る『不整形率』の計算書」の公開請求に係る公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

### 1 審査会の結論

「神戸市灘区泉通3丁目河原地区(西工区 - )街地に係る『不整形率』の計算書(減歩に際して計算したもの)」の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨

- (1)異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例(以下「条例」という。) に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
  - 「神戸市灘区泉通 3 丁目河原地区(西工区 )街地に係る『不整形率』の計算書 (減歩に際して計算したもの)」
- (2)市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求について公文書を保有していないことによる非公開の決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、不存在とされた文書の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

## 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 19 年 1 月 11 日付の異議申立書(以下「申立書」という。) 平成 19 年 5 月 10 日付の意見書及び平成 19 年 10 月 24 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

条例に基づく申立人からの公開請求に対して実施機関が行った公文書を保有していないことによる非公開決定処分の取り消しを求める。

実施機関は、申立人の求める文書の内容をどのように理解しているのか。まず、不存在を主張する傾向にある。市長がいう「開かれた行政」に従わない当該現場吏員たちの組織判断を改めていただきたい。

申立人が公開を求める区画整理に係る本件宅地は、歪な形状に区画を仮決定したものである。ゆえに、実施機関は、その歪さ即ち不整形な割合を算定したうえで、本件宅地の面積を仮決定したと記憶している。よって、実施機関が主張する「不存在」は、なにかの誤りであり、速やかに申立人へ開示すべきである。

本来、区画整理事業は、普通の形状の区画にすべきであるのが、世間一般の常識である。ところが、本件宅地のごとく「歪な宅地で利用価値が著しく減少する形状となし、

かつ、著しい斜面の区画」とした特殊な事情があるにもかかわらず、現在の実施機関は 計算した文書もないと主張するばかりである。

実施機関は、原点にもどり、世間一般の常識を踏まえて不存在とした主張を改めるべきである。

## 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 19 年 3 月 30 日付の非公開理由説明書、平成 19 年 5 月 29 日 における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

河原地区西工区土地区画整理事業における減歩率については、「河原西地区換地設計基準」(以下「換地設計基準」という。)により以下のように定めている。

現地換地の場合の減歩率は、18%を基準とする。

換地設計その他特別な事情により宅地の形態が変わった場合は、標準減歩率 18%に表 - 1 に定める値を加減して定める。

この事業施行により新設、または変更される公共施設の影響により宅地の利用増進が著しい場合は、標準減歩率 18%に表 - 2 に定める値を加えて減歩率を定める。

略

申立人の所有する宅地の減歩率については、上記換地設計基準に基づき、標準減歩率 18%に、角地から三方路線になったため + 1.0%(普通地が角地になる場合を準用) 整形地から不整形地になったため - 1.0%(不整形な宅地が普通地になる場合の逆) 現地換地で 線に面する宅地になったため + 1.5%を加減し、19.5%の減歩率となっている。

なお、換地設計基準は、申立人からの平成 14 年 6 月 28 日付公文書公開請求により公 開済であり、上記減歩率の計算過程についても説明済である。

減歩に際して計算した不整形率については、換地設計基準に基づき、整形地から不整 形地になったため - 1.0%としており、申立人が請求する計算書は存在しない。

以上のことから、公文書を保有していないとして、本件決定を行ったものである。

表 - 1

宅 地 の 形 態	加減率
普通地が角地になる場合又はその逆の場合	±0.5~1.0%
普通地が正背路線地になる場合又はその逆の場合	±0.5~2.0%
袋地が普通地になる場合	+1.0%
不整形な宅地が普通地になる場合	+1.0%

表 - 2

宅 地 の 形 態	加減率	
新たに都市計画道路(山手幹線、神若線、灘北線、		
国魂線、都賀川右岸線)に面する宅地となった場合。		
+2.0~3.0%   ただし、灘北線及び都賀川右岸線のうち側道部分		
に面する宅地となった場合は除く。		
現況換地で都市計画道路(神若線、灘北線、国魂		
線、都賀川右岸線)に面する宅地となった場合。		
ただし、灘北線及び都賀川右岸線のうち側道部分	+0.5~1.5%	
に面する宅地となった場合は除く。		

#### 5 審査会の判断

#### (1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求をした「神戸市灘区泉通3丁目河原地区(西工区 - )街地に係る『不整形率』の計算書(減歩に際して計算したもの)」の存否である。 以下検討する。

## (2) 本件請求に係る公文書の存否に関する実施機関からの事情聴取について

実施機関によると、申立人の従前地は完全な矩形ではなく、やや台形ぎみの宅地であった。換地後の宅地は、都市計画道路と斜め方向に接することとなったため、台形の度合が従前地以上に大きくなった。また、隣接する道路の視距改良のために隅切りを採ったため、角地としての効用増があるものの形状としては五角形となっており、建築に際して一定の制限を受けざるを得ないことから、当該地は不整形地であると判断したとしている。

実施機関としては、申立人の換地に係る不整形率は「河原西地区換地設計基準」により、換地設計その他特別な事情により宅地の形態が変わった場合に、標準減歩率 18%に表 - 1に定める値を加減して定めるとしており、表 - 1に定める「不整形な宅地が普通地になる場合 +1.0%」の運用の反対解釈ということで「 -1.0%」と判断をした。特に、これ以上になれば 1.0%に一定の数値が加減算されるという基準があるわけではなく、宅地の内角が何度以上に変われば不整形地であるという厳密な基準もないとしている。

したがって、申立人が公開請求をした特定地番に係る「不整形率の計算書」は作成 していないとしている。

## (3)事情聴取の結果について

審査会は、本件事情聴取において、「河原西地区換地設計基準」に、不整形な宅地が普通地になる場合の加減率を「+1.0%」と明記されており、これを反対解釈して当該地の不整形率を「-1.0%」としたとする実施機関の主張は、本件事案の不整形率が決定された過程の説明としては十分ではないと思われるが、本件請求資料が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。

## (4)結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

# (参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成 19 年 2 月 6 日	-	*諮問書を受理
平成 19 年 3 月 30 日	-	*実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 19 年 5 月 10 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 19 年 5 月 14 日	第 205 回審査会	*審議
平成 19 年 5 月 29 日	第 206 回審査会	*実施機関の職員から非公開理由等を聴取 *審議
平成 19 年 7 月 27 日	第 208 回審査会	*審議
平成 19 年 10 月 24 日	第 211 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 19 年 11 月 26 日	第 212 回審査会	*審議